

はじめに

情報化社会と言われて久しい今日、情報伝達手段の一つである屋外広告物はますます多様化、活発化の傾向にあります。この屋外広告物は、地域社会に対し、経済・社会活動の活性化という点では優れた効果をもっています。しかし一方で、もし無秩序に氾濫すれば美しい街並やすばらしい自然景観などを大きく損ねる場合があります。また、巨大な広告物の管理が適正になされない場合や著しく老朽化した際には、私たちの生活に多大な危害がおよぶ恐れもあります。

これらのことを防止するため、屋外広告物法や奈良県屋外広告物条例が定められ、屋外広告物について必要な規制が行われてきましたが、昨今の地方分権の推進に伴い、屋外広告物の審査・許可、また違反広告物の簡易除却など、屋外広告物に関する一部の権限が、平成14年4月1日をもって本市に移譲されました。

この『許可申請の手引き』は、法や県条例、また本市の設置許可等に関する規則に基づく正しい屋外広告物の掲出について、これから屋外広告物を掲出しようとする方はもとより、広く市民のみなさんに理解をしていただくため、規制の範囲や許可基準などを簡潔にまとめたものです。

日本人の心のふるさととして、国内外の人々から親しまれてきた天理市は、日本最古の道路である山ノ辺の道や古墳群、社寺仏閣など、多くの歴史的風土やすばらしい自然景観に恵まれています。私たちの天理市が、より美しく安全で住みよい街になりますよう、みなさんの一層のご理解・ご協力をお願いします。

★屋外広告物とは

屋外広告物とは「屋外で、常時又は一定の期間継続して、公衆に対して表示されるはり紙・はり札・ポスター・立看板・広告板・広告塔など」を指します。

これらが独立して設置されている場合はもちろん、建物などを利用して取り付けられていたり、建物の外壁に描かれている場合も含まれます。

また、表示内容が営利的な商業広告でない場合や文字等で表示されていない場合でも、上記の要件に該当するものは屋外広告物です。

★屋外広告物を出すときは

屋外広告物を出そうとする場所が、原則として広告の出せない『禁止地域』や、広告を出す場合に許可が必要な『許可地域』となっている場合があります。

平成14年4月1日より屋外広告物許可申請事務が天理市に移譲されましたので、天理市内で屋外広告物を出すときは、必ず事前に屋外広告物窓口『天理市建設部都市整備課都市計画係』にてご相談ください。

《天理市役所電話番号：0743-63-1001》（内線：330）

1. 禁 止 広 告 物

次の広告物は、どんな場合にも表示・設置することができません。

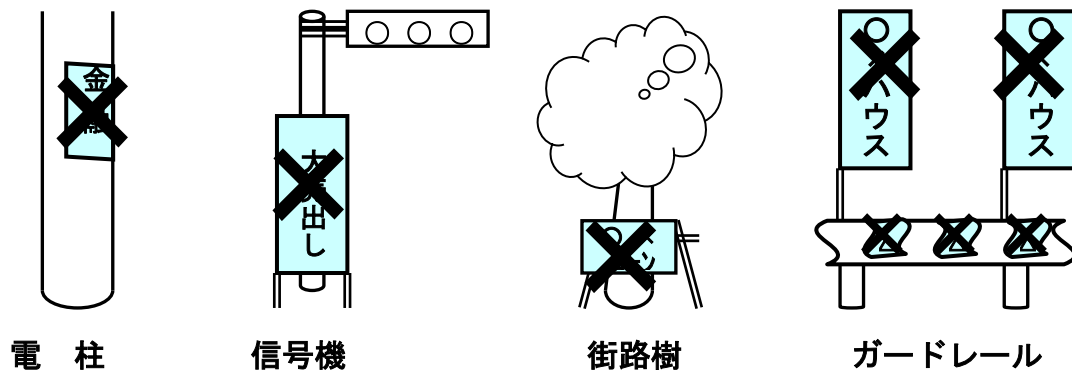
- ◎ 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を害するおそれのあるもの
- ◎ 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

2. 禁 止 物 件

次の物件には、屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

- ◎ 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- ◎ 街路樹、路傍樹
- ◎ 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所
- ◎ 道路標識、道路上のさく、駒止、信号機
- ◎ 銅像、記念碑
- ◎ 文化財保護法、奈良県文化財保護条例の規定により指定された建造物
- ◎ 石垣、よう壁
- ◎ 火災報知器、消火栓、火の見やぐら
- ◎ 送電塔、送受信塔、照明塔
- ◎ 景観法により指定された景観重要建造物、景観重要樹木

また、電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗等すべての簡易広告物の表示が禁止されています。



3. 禁止地域等

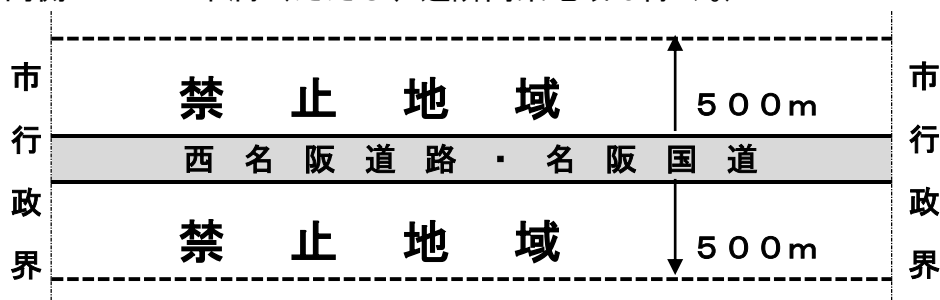
次の地域では、原則として屋外広告物の表示・設置はできません。

- ◎ 文化財保護法により指定された地域
 - ・ 国宝又は重要文化財の建造物の周囲50m以内
 - ・ 特別史跡、特別名勝、特別天然記念物及び史跡、名勝、天然記念物（仮指定を含む）
 - ・ 特別史跡、特別天然記念物の周囲100m以内
- ◎ 奈良県文化財保護条例により指定された地域
 - ・ 県指定の史跡、名勝及び天然記念物
- ◎ 歴史的風土保存区域
- ◎ 第1種低層住居専用地域
- ◎ 風致地区
- ◎ 陵、墓地、火葬場
- ◎ 都市公園、県立公園

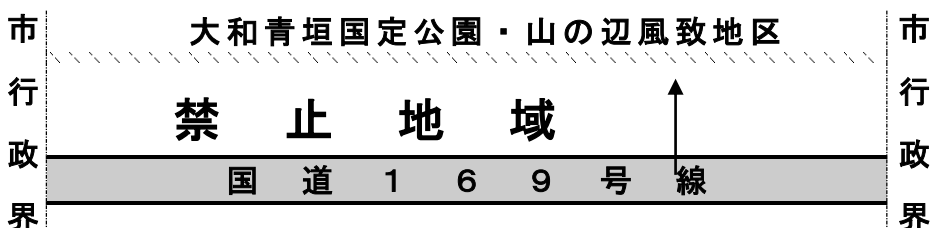
《展望規制区域》

次に掲げる道路敷地から展望できる地域では、原則として、屋外広告物の表示・設置はできません。（ただし、建築面積に応じた一定規模以下の自家用広告等は掲出できます。）

- ◎ 国道25号線（名阪国道）、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪道路）の両側500m未満（ただし、近隣商業地域は除く。）



- ◎ 国道169号線の東側の区域で、同線から山の辺風致地区、大和青垣国定公園にいたる区域（ただし、近隣商業地域と市街地は除く。）



4. 許 可 地 域 等

天理市内において広告物を出す場合には、許可が必要となります。

景観保全型広告整備地区

景観を保全することが特に必要とされる地区で広告物を表示する際には、知事の定めた基本方針に適合するよう努めなければなりません。また、通常許可不要となる 10 m²以下の自家用広告物等についても、届出（様式第1号の2）が必要となります。

※京奈和自動車道（県道天理斑鳩線との交点を起点）の両側 200m以内の地区

※山の辺地域沿道及び郡山インターチェンジ周辺沿道の両側 30m以内の地区

5. 許 可 基 準

一般基準

美観上の基準

- ・ 市街地における広告物は、都市の環境に調和し都市美観を害さないものであること。
- ・ 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のみであること。
- ・ 赤、緑及び紫の原色又は原色に近い色（※1）の使用は、その表示部分を最小面積にとどめる（※2）こと。
- ・ 赤色と緑色又は緑色と紫色は、近接して使用しないこと。
- ・ イルミネーション、ネオンサイン等は、点滅速度を緩やかにすること。
- ・ サーチライトは使用しないこと。

危険防止の基準

- ・ 容易に腐朽、破損しない構造であること。
- ・ 風、雪、振動等により倒壊又は落下しないよう、堅固に設置すること。
- ・ 信号機、道路標識の効用を妨げないものであること。
- ・ 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。

※1 「赤、緑及び紫の原色又は原色に近い色」とは、下表の色相・明度・彩度のマンセル値にすべて該当する場合をいう。

	色 相 (H)	明 度 (V)	彩 度 (C)
赤 (R)	1 R以上 6 R未満	4 以上 6 未満	8 超え
緑 (G)	1 G以上 7 G未満	4 以上 7 未満	6 超え
紫 (P)	6 P以上 9 P未満	4 以上 6 未満	7 超え

※2「その表示部分を最小面積にとどめること。」(※1のマンセル値に該当した場合)

都市計画法第2章に規定する用途地域のうち 商業地域・近隣商業地域・準工業地域	その他の地域
50%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)	40%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)

種別基準

屋上広告物

屋上広告物の共通基準

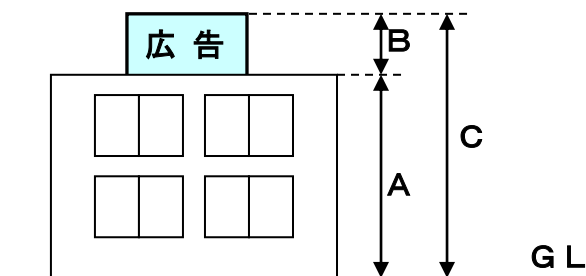
- ア. 和風建築物の棟には屋外広告物を掲げないこと。
- イ. 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと。

屋上広告物の地域別基準

A	建築物の高さ(建築物の最高の高さ)
B	広告物の高さ(Aの上端から広告物の表示面積部分の上端まで)
C	平均GLから広告物の表示面積部分の上端までの高さ

ア. 屋上第1種地域

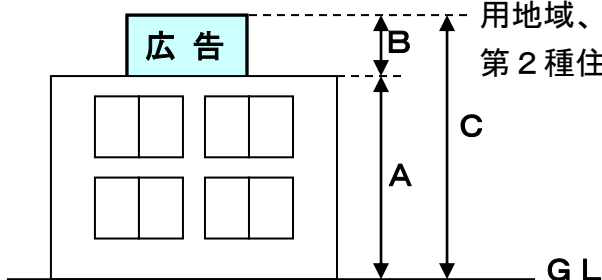
天理市長が指定する地域又は場所



各高さの制限
$B \leq A / 3$
かつ
$C \leq 15m$

イ. 屋上第2種地域

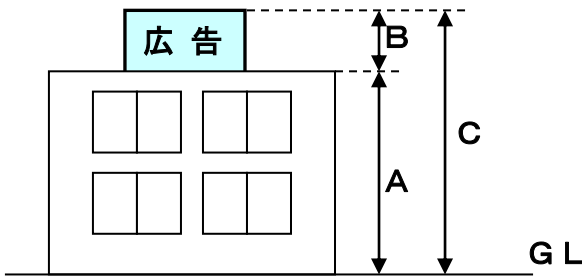
屋上第1種地域以外で、用途地域が第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域のいずれかに該当する地域



各高さの制限
$B \leq A / 2$
かつ
$C \leq 25m$

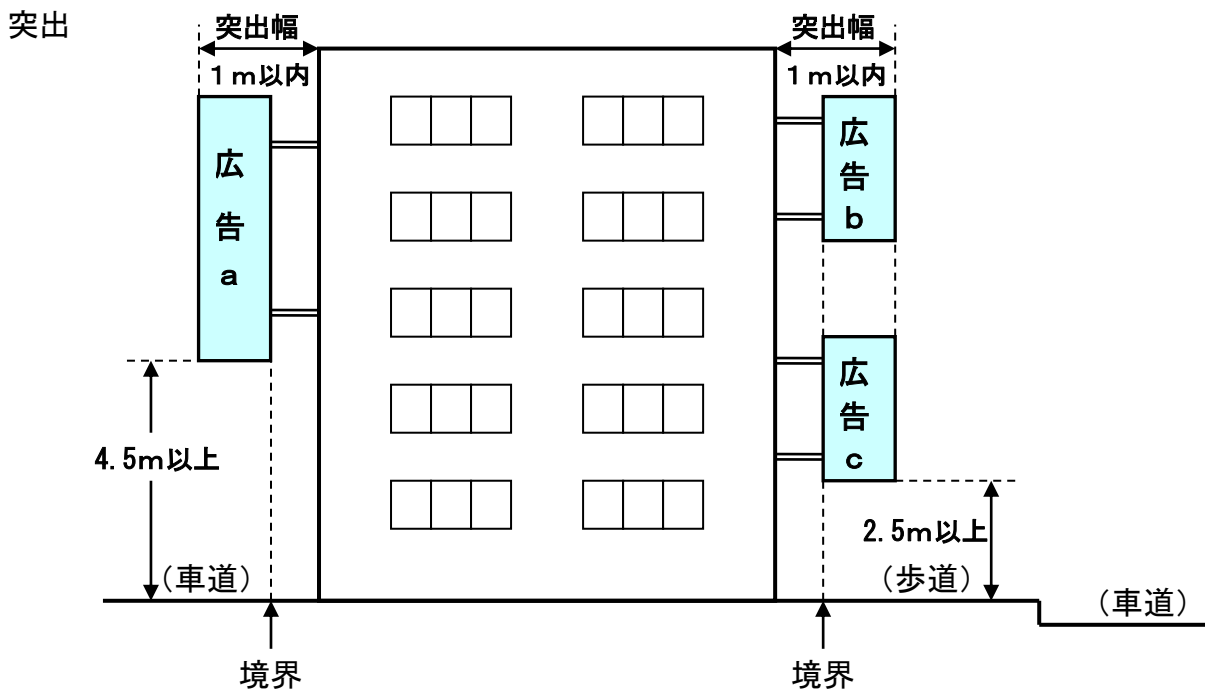
ウ. 屋上第3種地域

屋上第1～2種地域以外の地域

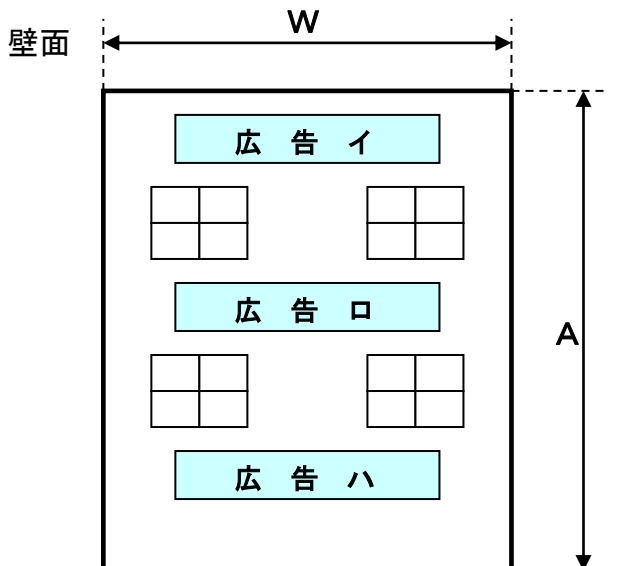


A < 15 mの 各高さの制限	A ≥ 15 mの 各高さの制限
B ≤ A / 2 かつ	B ≤ A / 2 かつ
C ≤ 20 m	C ≤ 36 m

軒下広告物



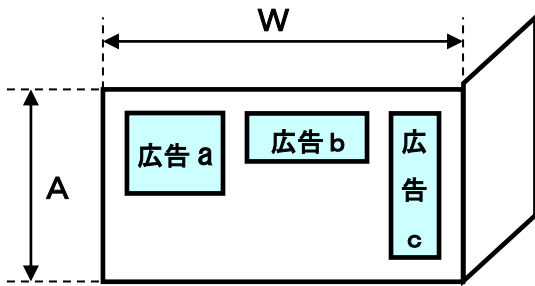
各広告（a、b、c）は、それぞれ両面の面積合計が、20㎡以下であること。



以下の基準をすべて満たすこと。
(イ+ロ+ハ) ≤ 60㎡
(イ+ロ+ハ) ≤ (A × W / 3)
各広告（イ、ロ、ハ）は、それぞれ 20㎡を超えないこと。

※ ご注意ください
軒下広告物については、1壁面に
掲出できる突出広告物と壁面広告
物の合計が3個までです。

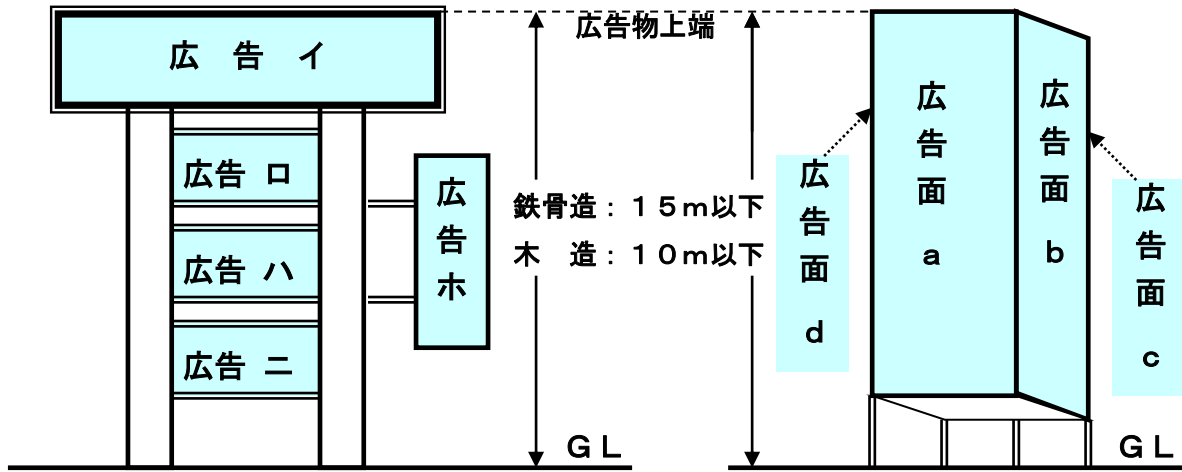
塀垣広告物



1つの面につき3個以下であること。
 広告物の上端は塀等の上端をこえないこと。
 古い土塀には掲げないこと。

以下の基準をすべて満たすこと。
 $a \leq 20\text{m}^2$ 、 $b \leq 20\text{m}^2$ 、 $c \leq 20\text{m}^2$
 $(a + b + c) \leq A \times W / 3$
 $(a + b + c) \leq 60\text{m}^2$

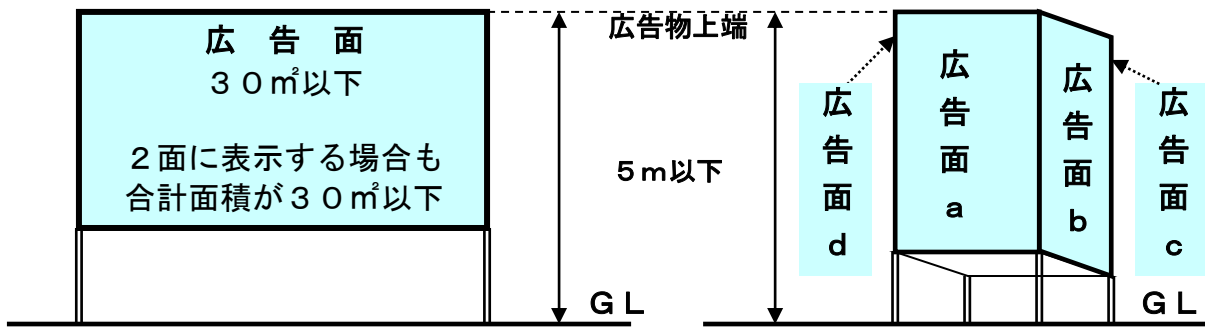
広告塔



1面 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ) $\leq 20\text{m}^2$
 ※ 表裏等に広告を表示する場合は
 各面の総合計面積が60m²以下

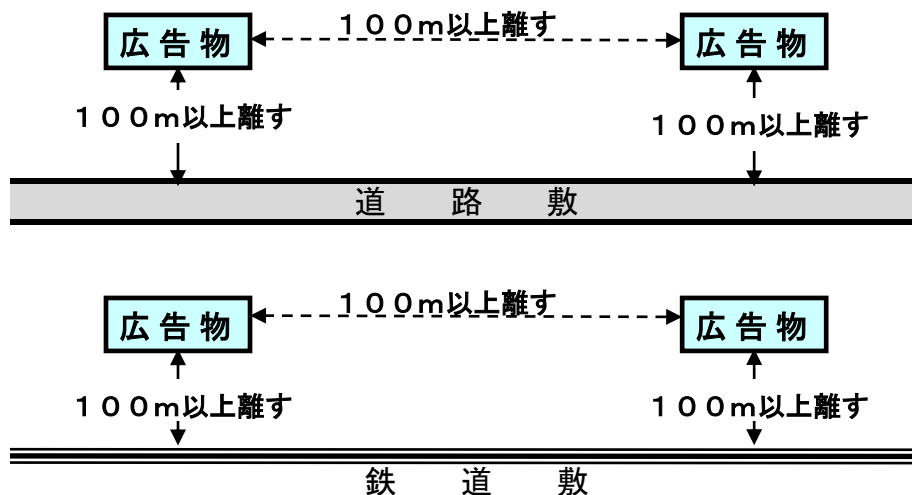
各広告面 (a, b, c, d) $\leq 20\text{m}^2$
 かつ
 $(a + b + c + d) \leq 60\text{m}^2$

建植広告物



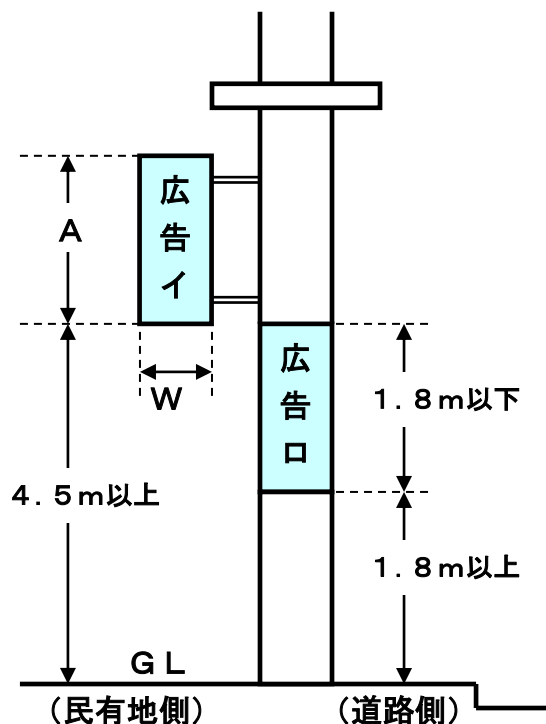
$(a + b + c + d) \leq 30\text{m}^2$

広告塔及び建植広告物の道路敷又は鉄道敷からの距離並びに広告物の相互の間隔に関する基準



※ ただし、市街地および自家用広告物（事務所・店舗等）についてはこの距離基準は適用しません。

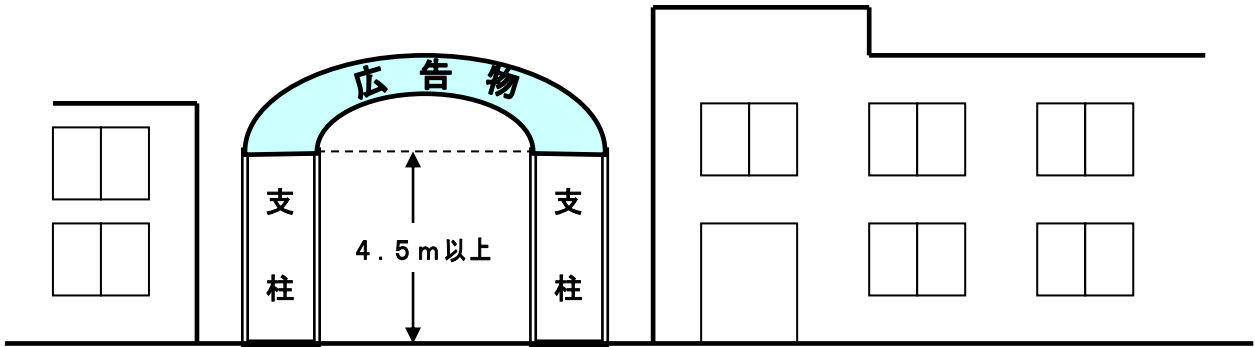
電柱広告物



広告イ（突出型）、広告ロ（巻付型）は、電柱1本につきそれぞれ1個以内とする。
 広告イ（突出型）は、道路と反対の方向（私有地側）に取り付けること。ただし、突出の先端が道路（歩道）上にかからない場合はこの限りでない。なお、突出型広告物の大きさは下記のとおりとする。
 $A \leq 1.2\text{m} / W \leq 0.5\text{m}$

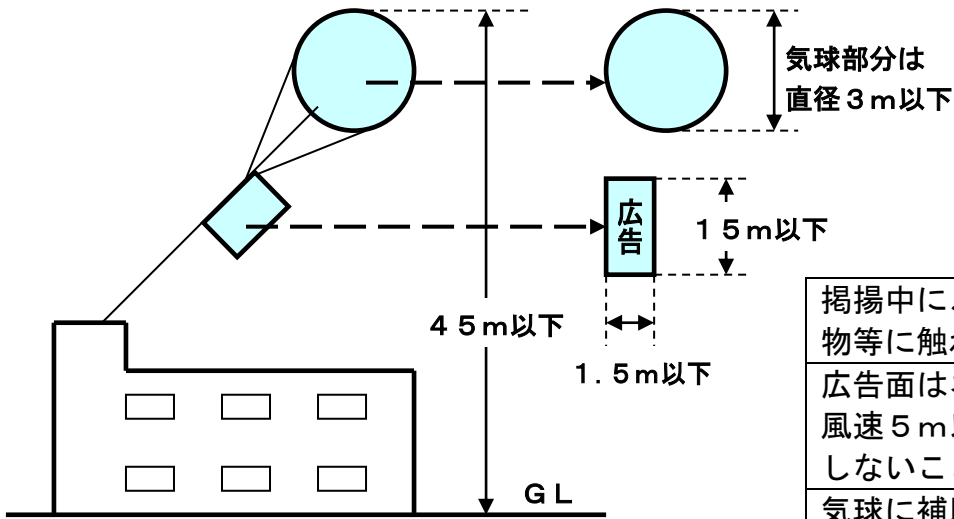
※ 国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域内の突出型広告物の設置高は、5m以下とされています。

アーチ広告物



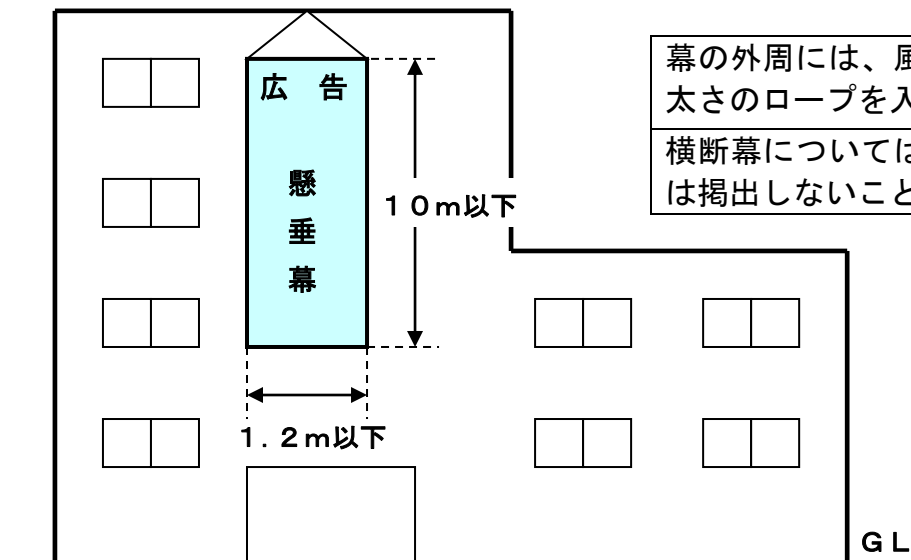
アーチ上部は、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示することとし、それ以外の広告物は、アーチの支柱部分に掲出すること。

気球広告物



掲揚中に、電線・煙突・建築物等に触れないこと。
 広告面はネットとすること。
 風速5 m以上のときは、掲揚しないこと。
 気球に補助綱があること。

広告幕

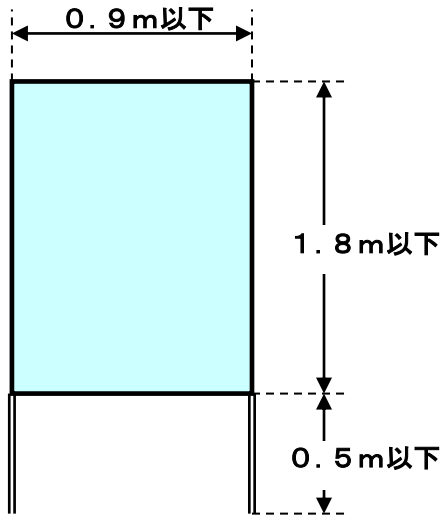


幕の外周には、風圧に耐えられる太さのロープを入れること。
 横断幕については、繁華街以外では掲出しないこと。

※ 旗、のぼり等は、祭典・縁日・臨時興業・大売出しの他、商店街の慣習として認められている場合に限る。

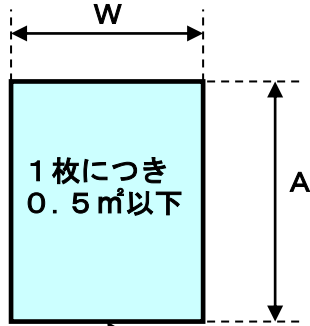
そ の 他

立 看 板



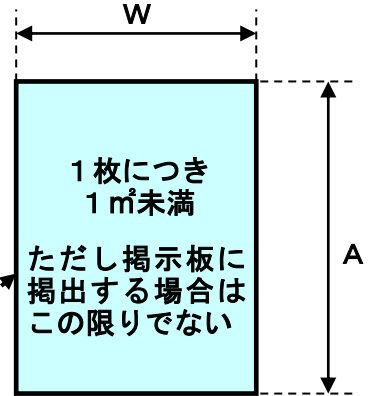
設置期間は2ヶ月以内

は り 札



各面積要件を満た
していれば、A又
はWの辺長は自由

は り 紙



掲出期間は1ヶ月以内
新聞紙に墨又は絵具等
で書いたものは掲出し
ないこと。

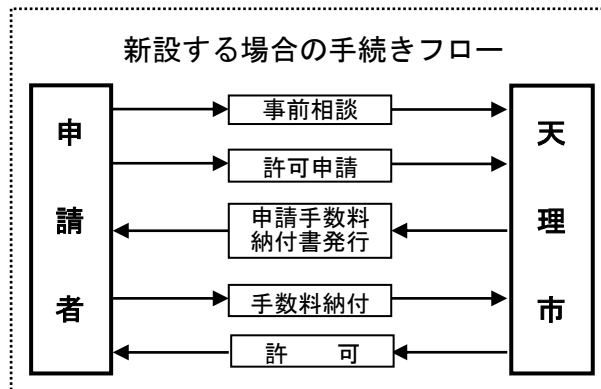
6. 許可申請等の手続き

屋外広告物許可申請等についての相談、照会、受付等は、天理市役所建設部都市整備課（電話番号：0743-63-1001）にて行っています。

屋外広告物を新設する場合及び変更する場合には、なるべく事前に計画書等、参考になる書類をご持参のうえ、都市整備課にて打ち合わせ等を行ってください。

屋外広告物を新たに設置する場合

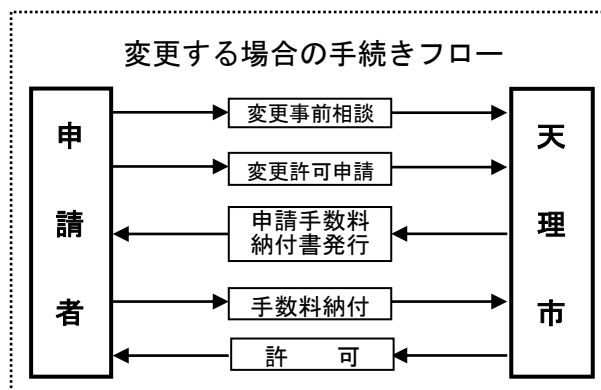
広告物許可申請書に、必要書類（P.13 参照）を添付し、都市整備課まで**正副2部**提出してください。



設置した屋外広告物を変更する場合

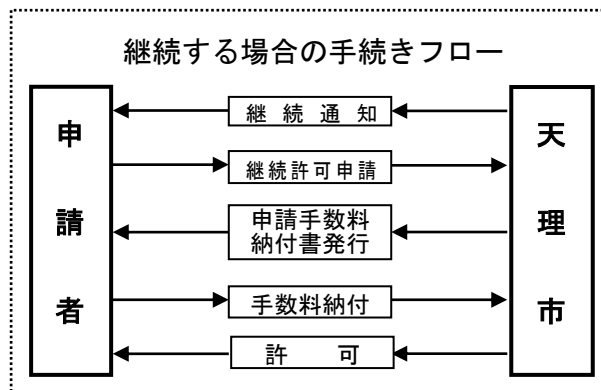
広告物変更許可申請書に、変更の内容を明らかにした書類（P.13 参照）を添付し都市整備課まで、**正副2部**提出してください。

既存の屋外広告物を撤去して大きなサイズに付け替えるような場合等、**変更許可の扱いではなく撤去届を提出したうえで新たな広告物許可申請が必要となる場合がありますのでご注意ください。**



設置した屋外広告物の継続申請

屋外広告物は、その種類に応じて、設置できる期間（許可期間）が定められています。許可期間満了後も引き続いて屋外広告物を掲出する場合は、許可期間満了の30日前までに、**広告物継続許可申請書 正副2部に、屋外広告物自己点検報告書及び、必要書類（P.13 参照）を添付し、都市整備課まで、提出してください。**



各許可申請には、手数料が必要です。
詳細は、P14 を参照してください。

申請者、管理者の住所・氏名等を変更する場合

住所氏名変更届を、都市整備課まで1部提出してください。

屋外広告物を撤去する場合

屋外広告物除却届を、都市整備課まで1部提出してください。

その他、法令による手続きが必要な場合

イ. 高さが4mを超える広告塔等の設置

建築基準法上、工作物の確認申請が必要です。詳細については、奈良県郡山土木事務所建築課（電話番号：0743-51-0201）までご相談ください。

なお、工作物の確認申請を行う場合、本市において屋外広告物申請に関する協議中等である旨を連絡する書類を添付する必要があります。当該書類については、屋外広告物の設置等に関する事前相談の際に、都市整備課でお渡しします。

ロ. 道路敷地や道路の上空に掲出する広告物

道路法に基づく道路占用の許可申請が必要です。この手続きは、占用する道路の所管によって申請窓口が変わりますので、ご注意ください。

- a. 国道の場合……………奈良国道事務所管理課
- b. 県道又は県が管理する国道の場合……………奈良県奈良土木事務所管理課
- c. 市道の場合……………天理市建設部監理課

上記以外にも、他法令に基づく許認可が、必要な場合がありますので、ご注意ください。

各許可申請に必要な書類

(○印は必須。△印は必要に応じて添付。)

必要書類		新規	継続	変更		備考
				意匠	その他	
① 広告物許可申請書 (規則・様式第1号)		○				
② 広告物変更許可申請書 (規則・様式第2号)				○	○	
③ 広告物継続許可申請書 (規則・様式第3号)			○			
④ 付近の見取図		○				縮尺1/2,500以上の地図に設置場所を朱書きで記入すること。
⑤ 色彩及び意匠を表す図面		○		○	○	広告物の色彩図(赤、緑又は紫の各色彩を使用する場合は、メーカー名、番号、色の名称を記載した色見本を添付すること。)
仕様書及び設計図	⑥ 敷地配置図・平面図	○			○	広告物の設置場所を朱書きで記入すること。敷地配置図に設置場所が表示できれば、平面図は不要
	⑦ 立面図	○			○	広告物の設置場所を朱書きで記入すること。また、屋上広告物の場合は、図面にGL、建築物、広告物等の各寸法を記入すること。
	⑧ 構造図	○			○	広告物の構造を表す図面(基礎構造図、取付断面図、照明の取付状況を表す図面等も含む。)
⑨ 奈良県屋外広告業者登録通知書の写し		△		△	△	
⑩ 屋外広告物自己点検報告書 (規則・様式第3号の2)			○			
⑪ 委任状		△	△	△	△	第三者に申請を委任する場合
⑫ 建築確認通知書(建築物)及び第1～5面の写し		△				屋上広告物の場合、又は屋上広告物が軒下広告物か、判断しがたい場合(建築物断面図でも可) 展望規制区域内における自家用広告物について、建築延面積を確認する場合
⑬ 工作物確認済証の写し		△				4m超の広告塔等を設置する場合
⑭ 道路占用許可書の写し		△	△		△	道路(公道)の上空を占有する広告物を掲出する場合

※ 景観保全型広告整備地区屋外広告物設置届出書(様式第1号の2)についても

① 広告物許可書と同様の添付書類が必要です。

7. 申請手数料と許可期間

屋外広告物の許可申請にかかる手数料と許可期間は、掲出する広告物の種類によりそれぞれ違います。下記の一覧表にて、ご確認ください。

申請手数料及び許可期間一覧表

種 類	手 数 料	期 間
広 告 塔、アーチ広告物、 屋上広告物、建植広告物、 軒下広告物、塀垣広告物等	1個の広さが5㎡（5㎡未 満は5㎡とみなす）につき 1500円	3年以内
気 球 広 告 物	1個につき 1000円	1年以内
広 告 幕	1枚につき 500円	1年以内
電 柱 広 告 物	1件5個（5個未満は5個 とみなす）につき 1000円	1年以内
立 看 板	1件5個（5個未満は5個 とみなす）につき 1000円	2ヶ月以内
は り 札	1件5個（5個未満は5個 とみなす）につき 500円	1年以内
は り 紙	1件100枚（100枚未 満は100枚とみなす）に つき 500円	1ヶ月以内

※1件とは、一括申請されたもので、形状、大きさ、意匠等が同一のものをいいます。

8. 適 用 除 外

一定の広告物については、奈良県屋外広告物条例の禁止及び許可の適用が除外されています。（以下にあげる物件については、許可不要で禁止区域や禁止物件に広告物を掲出できます。）

イ. 公職選挙法その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又はその他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの。

ロ. 他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務付けられたもの。
（例：道路法による道路標識、建築基準法による建築確認の表示等）

ハ. 国、公共団体又は奈良県知事が認める公共的団体が、その事務又は事業に関して、主として公共の利益のために表示するもの。

二. 自家用広告物等

自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、営業所等に表示するもの、又は自己の所有する土地又は建造物の一部に管理上必要があつて設置するもので、広告の総表示面積が次表の基準以下のもの。

区 分 地 域	〈自家用広告物〉 事務所、営業所等に 表示するもの	〈自己管理地広告物〉 所有地、管理地等に 表示するもの
歴史的風土特別保存地区	5㎡以下	1㎡以下
歴史的風土保存区域・風致地区	7㎡以下	5㎡以下
その他の地域及び場所	10㎡以下	

ホ. 道標、案内板で、次表の基準以下のもの。（禁止物件には、掲出不可）

区 分 地 域	道 標	案 内 板 (文化財の紹介を目的としたもの)
歴史的風土特別保存地区	縦 30cm 以下 横 75cm 以下	5㎡以下
その他の地域及び場所	縦 40cm 以下 横 105cm 以下	

ヘ. 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するもので、その会場の敷地内に表示するもの。

ト. 車両に表示されるもの。

チ. 社寺、教会が宗教的行事のために、期間限定で表示するもの。

り、年中行事のために、その行事の主催者が表示するもの。

又、冠婚葬祭のために表示するもの。

9. その他の注意事項

1. 許可の表示

許可を受けた屋外広告物には、必ず許可の標識をつけてください。

2. 管理義務

屋外広告物の設置者又は管理者は、表示又は設置した当該物件の補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持してください。

3. 撤去義務

屋外広告物の許可期限が満了した時や当該物件を表示する必要がなくなった時は、当該物件の表示者又は申請者は、責任を持って撤去してください。

4. 罰則の適用

許可が必要なのに許可を受けない、禁止地域に表示する、禁止物件を表示する等、奈良県屋外広告物条例に違反した時は、50万円以下の罰金に処せられます。

5. 屋外広告業の登録（奈良県への登録になります。）

奈良県内で屋外広告業を営むには、奈良県知事への登録が必要です。又、屋外広告物講習会（主催：奈良県）修了者等を、営業所ごとに置くことが義務付けられています。（奈良県知事への登録及び屋外広告物講習会に関するお問い合わせは、『奈良県くらし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課：0742-22-1101』にてお受けしております。）

10. 許可申請の様式集

屋外広告物に関する各許可申請及び届出をされる場合には、次頁以降の様式を複写してご利用ください。

1. 広告物許可申請書（様式第1号）…………… P. 17
2. 景観保全型広告整備地区屋外広告物設置届出書（様式第1号の2）…………… P. 18
3. 広告物変更許可申請書（様式第2号）…………… P. 19
4. 広告物継続許可申請書（様式第3号）…………… P. 20
5. 屋外広告物自己点検報告書（様式第3号の2）…………… P. 21
6. 屋外広告物除却届（様式第3号の3）…………… P. 22
7. 住所氏名変更届（様式第6号）…………… P. 23

広告物許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
(電話)

次のとおり広告物の表示（広告物を掲出する物件の設置）をしたいので、奈良県屋外
広告物条例第5条第1項の規定により許可を申請します。

表示又は設置の場所					
種 類		数 量			
形 状 寸 法	縦 横	メートル メートル	高さ 面積	メートル 平方メートル	照明の 大 要
表示又は設置の期間		年 月 日から 年 月 日まで			
管 理 者	住 所				
	氏 名	(電話)			
広 告 主	住 所				
	氏 名	(電話)			
施 工 者	住 所				
	氏 名	(電話)			
施 工 期 間	着手	許可の日から	日以内	完了	着手の日から 日以内
添 付 書 類	1 付近の見取図 2 色彩及び意匠を表す図面 3 仕様書及び設計図（はり紙、はり札等の場合を除く。） 4 その他市長が必要と認める書類				
備 考					
※ 手 数 料	(円)				

- (注) 1 表示又は設置の場所が数箇所にわたり、書ききれないときは、別紙に記載してください。
 2 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
 3 ※印欄には、記入しないでください。

景観保全型広告整備地区屋外広告物設置届出書

年 月 日

天理市長様

届出者 住所
氏名 ⑩
(電話)

次のとおり広告物の表示（広告物を掲出する物件の設置）をするので、奈良県屋外広告物条例第5条の2第7項の規定により届け出ます。

表示又は設置の場所					
種	類				数 量
形 状	寸 法	縦	メートル	高さ	メートル
		横	メートル	面積	平方メートル
表示又は設置の期間		年 月 日から		年 月 日まで	
管 理 者	住 所				
	氏 名	(電話)			
広 告 主	住 所				
	氏 名	(電話)			
施 工 者	住 所				
	氏 名	(電話)			
施 工 期 間	着手	許可の日から	日以内	完了	着手の日から
					日以内
添 付 書 類	1 付近の見取図 2 色彩及び意匠を表す図面 3 仕様書及び設計図（はり紙、はり札等の場合を除く。） 4 その他市長が必要と認める書類				
備 考					

(注) 1 表示又は設置の場所が数箇所にわたり、書ききれないときは、別紙に記載してください。
2 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

広告物変更許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
氏名 (印)
(電話)

次のとおり広告物の表示（広告物を掲出する物件の設置）を変更したいので、奈良県屋外広告物条例第8条の規定により許可を申請します。

表示又は設置の場所							
種類					数量		
形状寸法		縦	メートル	高さ	メートル	照明の	
		横	メートル	面積	平方メートル	大要	
表示又は設置の期間		年 月 日から			年 月 日まで		
管理者	住所						
	氏名	(電話)					
広告主	住所						
	氏名	(電話)					
施工者	住所						
	氏名	(電話)					
施工期間		着手	許可の日から 日以内		完了	着手の日から 日以内	
前許可番号		第 号		前許可年月日		年 月 日	
変更の理由							
備考							
※手数料		(円)					

- (注) 1 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
2 ※印欄には記入しないでください。

広告物継続許可申請書

年 月 日

天理市長様

申請者 住所
氏名 (印)
(電話)

次のとおり広告物の表示（広告物を掲出する物件の設置）を継続したいので、奈良県屋外広告物条例第5条第1項の規定により許可を申請します。

表示又は設置の場所					
種	類			数	量
形	状	寸	法	縦	横
				メートル	高さ
				メートル	面積
				平方メートル	照明の
					大要
表示又は設置の期間		年 月 日から		年 月 日まで	
既許可番号		第	号	既許可年月日	年 月 日
管 理 者	住	所			
	氏	名 (電話)			
広 告 主	住	所			
	氏	名 (電話)			
添付書類		屋外広告物自己点検報告書			
備考					
※手数料		(円)			

(注) 1 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

2 ※印欄には記入しないでください。

屋外広告物自己点検報告書

表示又は設置の場所			
表示又は設置年月日	年 月 日		
既 許 可 番 号	第 号	既許可年月日	年 月 日
点 検 年 月 日	年 月 日		
点 検 者	住 所 氏 名 ㊞ （電話 ）		
点 検 項 目	※異常の有無	改 善 の 概 要	
取付（支持）部分の変形又は腐食	有 ・ 無		
主要部材の変形又は腐食	有 ・ 無		
ボルト・ビス等のさび、緩み	有 ・ 無		
表示面の汚染、変色又ははく離	有 ・ 無		
表示面の破損	有 ・ 無		
その他特に点検した箇所	有 ・ 無		

- (注) 1 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
 2 ※印のある欄は、該当するものを○で囲んでください。

屋外広告物除却届

年 月 日

天理市長様

届出者 住所
氏名

(電話) (印)

次のとおり屋外広告物を除却しましたので届け出ます。

表示又は設置の場所			
種類		数量	
表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
除却年月日	年 月 日		
摘要			

(注) 法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

住所氏名変更届

年 月 日

天理市長様

届出者 住所

氏名

⑩

（電話 ）

次のとおり自己（管理者）の住所氏名に変更が生じたので、奈良県屋外広告物条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

変更前	住所			
	氏名	（電話 ）		
変更後	住所			
	氏名	（電話 ）		
表示又は設置の場所				
種類		数量		
表示又は設置の期間		年 月 日から	年 月 日まで	
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
摘要				

（注）法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

屋外広告物の許可に関する標準処理期間

許可事務の種類	根拠法令等	処理期間
屋外広告物の許可（新規）	奈良県屋外広告物条例第5条第1項 奈良県屋外広告物条例第6条の2	10日
屋外広告物の許可（継続）	奈良県屋外広告物条例第5条第1項 奈良県屋外広告物条例第6条の2	35日
屋外広告物の変更許可	奈良県屋外広告物条例第8条	10日

ただし、次に掲げる期間は処理期間に算入しません。

- (1) 申請書を收受した後、所定の様式・内容等を具備していないため、当該申請書の補正のために要する期間
- (2) 申請処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間
- (3) 審査のために必要な資料を追加することとなった場合に要する期間
- (4) 当該機関の執務を行わない日

屋外広告物許可等事務担当窓口

〒632-8555 天理市川原城町605番地

天理市 建設部 都市整備課 都市計画係

電話番号：0743-63-1001（内線：330）